

令和3年度決算審査意見書概要

令和3年度の一般会計及び各特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

会 計 別 決 算 状 況

(単位：円・%)

区 分	歳入決算額	対前年度 増減率	歳出決算額	対前年度 増減率	歳入歳出 差引額
一 般 会 計	2,695,413,192	△ 1.2	2,557,341,877	△ 1.4	138,071,315
特 別 会 計	1,286,638,581	13.5	1,237,467,051	12.8	49,171,530
国民健康保険事業	422,363,341	10.0	403,812,533	8.2	18,550,808
簡易水道事業	137,132,710	60.8	128,941,090	80.2	8,191,620
下水道事業	322,777,490	40.5	310,131,820	38.6	12,645,670
介護保険事業	326,826,086	△ 8.5	318,395,231	△ 9.6	8,430,855
後期高齢者医療事業	77,538,954	0.4	76,186,377	0.3	1,352,577
合 計	3,982,051,773	3.1	3,794,808,928	2.8	187,242,845

一般会計と特別会計を合わせた決算総額は、歳入 3,982,051,773 円、歳出 3,794,808,928 円で、歳入歳出差引額は 187,242,845 円である。

これを前年度（歳入 3,862,387,318 円・歳出 3,690,608,481 円）と比較すると、歳入では 119,664,455 円（3.1%）の増となり、歳出では 104,200,447 円（2.8%）の増となっている。

令和3年度は前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最重要課題とし、感染予防対策や村民及び村内事業者に対する支援策などに積極的に取り組みつつ、第3次清川村総合計画後期基本計画の着実な実現に向け、「水と緑の心の源流郷～輝き・愛着・誇りを育む村づくり～」を目指し、4つの重点施策を基軸とした諸事業が着実に推進され、執行については、一般会計をはじめ、5特別会計においても、おおむね適正かつ効率的に行われたものと認められた。

決算状況を見ると、実質収支額については、全会計において黒字となっており、また、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額についても、下水道事業を除く4特別会計において黒字となっている。

一般会計の歳入を前年度と比較すると、自主財源では、分担金及び手数料、財産収入、繰越金等が増加したものの、村税、繰入金が減少したため、全体としては 0.5%の増となっている。

一方、依存財源では、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交

付税等が増加し、国庫支出金、県支出金等が減少したため、全体としては 3.7%の減となっている。

一般会計の歳出については、令和3年度は、前年度の引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大による感染予防対策や村民及び村内事業者に対する支援策などを最優先に取り組みながら、第3次清川村総合計画後期基本計画に基づき、インフラの整備、村民の安全・安心を確保するための防犯灯のLED化や小中学校におけるICT教育を推進するため、プログラミング教育の導入に係る教材機器の整備、村民が健康で暮らし続けるためのやまびこ健診やがん検診の実施、子育て支援や母子保健事業など、各種事務事業はおおむね適正に執行されているものと認められた。

財政運営に当たっては、村税等の自主財源の確保に努めるとともに、補助事業等の活用により依存財源の確保にも力を注ぎながら、第3次清川村総合計画ほか諸計画に基づく事務事業を推進するため、財源の効率的な配分や経常経費の節減合理化を図り、健全な財政運営を念頭に実施しているものと認められ、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療事業においては、高齢化社会の進展により、医療費等が増加する中、安定的な事業運営と適正な保険給付に取り組み、簡易水道事業では、水道施設・設備更新事業をはじめ、安全でおいしい水の安定した給水に努め、下水道事業では、村民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図り、下水道施設長寿命化事業をはじめ、適切な施設設備の維持管理に取り組むなど、各会計とも積極的な努力が見受けられた。

今もなお新型コロナウイルス感染症拡大の猛威は衰えを知らず、本村の事業や各種イベントなどに悪影響をもたらし、中止や延期などが繰り返され、いまだ収束の気配が見られないが、やがて来るアフターコロナ及びウイズコロナへの対応と各種事業の再開には、余念なくその準備体制の整備に取り組んでいただきたい。

また、村民が注目している幼小中一貫校施設整備については、場所の選定や用地交渉など、執行側のご苦勞は絶えないところであるが、老朽化が進む現行施設の維持管理にも深く関わるため、早急、かつ慎重な場所の選定及び事業執行の目標年度の設定など、決定されたスケジュールに基づき事業進捗に努められたい。

少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大、公共施設やインフラ施設の老朽化対策に伴う財政需要の増大など、今後も厳しい財政状況が予想される中、将来にわたり、本村財政を安定的に運営していくためには、歳入の確保に向けて、引き続き収入未済額の削減と不納欠損の発生防止及びその適正な処理に努めるとともに、国庫支出金の積極的な活用をはじめ、サテライトオフィスや村営住宅の入居者確保のほか、ふれあいセンターの利用者増長など、あらゆる手法で歳入を確保することや、国と地方の適正な役割分担に応じた地方税財源の充実強化に向け、国等に対して働きかけていくことも必要である。

歳出面においても、健康カレンダーの見直しなど、細かなところで経費節減への努力が見受けられるところであり、今後も施策の優先度や重要度を考慮しながら、事務の効率的な執行等による歳出抑制や節減に努めるとともに、限られた財源を村民にとって真に必要な施策に有効配分するため、補助金の徹底した見直しの検討のほか、公共施設等の維持管理に当たっては緊急修繕等による対応が多いので、計画的、かつ効率的な修繕等を行うことにより、工事の影響による公共施設等の運営休止などで行政サービスの低下や利用者の活動に支障を招くことがないよう安定的な維持管理を望むところである。

また、本村の喫緊の課題である農業施策については、地道な努力により農業の担い手確

保が実現しつつあるようだが、一部荒廃農地については増加傾向にあり、改善の進捗が芳しくない事由や放棄する所有者等の事情を分析し、県農業公社（農地中間管理機構）などの関係機関と意見交換をしながら新たな提案制度を確立すべき時期であると考えられるので、農業委員や農地所有者等が活動しやすい環境を模索するよう努められたい。

続いて空き家対策については、現在、人口増対策として実施している空き家対策事業での利用可能な空き家に対する利用促進の支援のみならず、今後は、住環境の悪化防止の視点から利用不可能な空き家に対する解体や撤去等の支援についても必要と思われるので検討されたい。

地方分権の進展や多様化する住民ニーズなどにより、市町村の事務量は大幅に増え、課題も多くなってきており、職員一人一人が抱える事務量も増加する一方であるが、職員の健康管理に十分配慮しながら、人材育成や適材適所による適正な人員配置を行うなど、全ての職員が目的意識をしっかりと持ちながら能力を最大限に発揮できるような活力ある組織づくりが望まれる。

また、村が掲げる政策目標を着実に達成していくためには、より多くの村民に理解と協力を得ながら、相互の信頼関係を深めることが重要で、一方、村民からコンプライアンスや情報公開への関心も高まってきていることから、全ての職員が法令をはじめ、社会規範の遵守など、組織におけるコンプライアンス体制の強化推進を図るとともに、より一層透明性を高め、村民の知る権利の尊重と説明責任が果たせるよう取り組まれたい。

今後も本村を取り巻く様々な状況を的確に判断し、必要な財源の確保に努めるとともに、職員一人一人が常にコスト意識を持ち、事業や制度の活用状況を把握するとともにその利用率の向上に向けた普及啓発及び費用対効果を検証しながら、発想の転換と創意工夫による見直しを行うなど、より効果的、かつ効率的なきめ細かい行財政運営のもと、引き続き職員が一丸となり、「水と緑の心の源流郷～輝き・愛着・誇りを育む村づくり～」を目指し、村政の発展と住民福祉の増進に努め、村民誰もが安全・安心で豊かな生活が送れる魅力ある村づくりの推進に期待するものである。

令和3年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期日

令和4年8月25日

3 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	1 5 . 0 0	2 0 . 0 0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	2 0 . 0 0	3 0 . 0 0
実 質 公 債 費 比 率	- 1 . 9	2 5 . 0	3 5 . 0
将 来 負 担 比 率	—	3 5 0 . 0	/

(備考) 実質赤字額または連結赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「—」にて表記している。

いずれの比率も、財政健全化基準以下である。

令和3年度 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期日

令和4年8月25日

3 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0

(備考) 資金不足比率が算定されない場合は、「—」にて表記している。

資金不足比率は、いずれの会計も経営健全化基準以下である。



岩澤村長(左)に意見書を提出する山口代表監査委員(中央)・笹原監査委員(右)



意見書の概要説明をする両監査委員